

配分を受けるに当たっての留意点

この度は、東日本大震災寄附金配分事業として配分が決定されましたことを、心よりお喜び申し上げます。

配分事業の実施の際には、事前に以下のお手続が必要です(詳細については「資料2 寄附金の配分を受けられる団体の皆さまへ」をご参照ください。)。ご不明の点がございましたら下記 4実施計画書等の提出先 までお問い合わせください。

1 配分事業実施計画書・承諾書の提出

(1) 配分事業実施計画書・承諾書の提出(様式1)

東日本大震災寄附金配分事業の実施に際して、資料2「寄附金の配分を受けられる団体の皆さまへ」及び申請時に提出していただいた配分申請書の内容を再確認いただき、配分事業実施計画書・承諾書を提出していただきます(原則、事業内容を変更することはできません。)

なお、委託契約、物品購入、施工等については、原則、競争入札又は2社以上の見積もりを比較するなど、より低廉な価格となるよう努めてください。

(2) 配分金送金月

配分金送金月は事業開始月の下旬(最終期限は平成24年11月)に貴団体の金融機関口座に送金いたします。

2 配分金振込み先金融機関口座

配分金の送金を受ける金融機関口座の通帳等の写しを提出してください。

なお、写しは口座名(カナ)、口座番号等が記載された部分が明りょうに読み取れるようにしてください。

3 実施計画書等の提出期限(期限厳守。提出がないと配分金の送金できません。)

(1) 上記1の(2)により配分金送金が12月下旬となる団体

平成23年12月12日(月)<必着>(12月13日(火)以降に到着したものは全て1月以降の送金となります。)

(2) 上記1の(2)により配分金送金が1月下旬となる団体

平成24年1月10日(火)<必着>

(3) 以外の団体

平成24年1月31日(火)<必着>

4 実施計画書等の提出先(「特定記録郵便」をご利用ください。)

〒100-8798 東京都千代田区霞が関1-3-2

郵便事業株式会社 経営企画部門 経営企画部 環境・社会貢献室 東日本大震災寄附金配分係
(TEL:03-3504-4401 FAX:03-3592-7620)

ご送付資料一覧

お送りいたしました資料に漏れ等がないかご確認ください。漏れ等がございましたら、お手数ですが、東日本大震災寄附金配分係(TEL:03-3504-4401 FAX:03-3592-7620)までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

1. 資料1 配分を受けるにあたっての留意点(本紙)
2. 資料2 寄附金の配分を受けられる団体の皆さまへ
3. 様式1 東日本大震災寄附金配分事業実施計画書・承諾書
4. 様式2 東日本大震災寄附金配分事業完了報告書